

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福生市

## 2 構造改革特別区域の名称

福生市児童発達支援センター給食搬入特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

福生市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

福生市（以下「当市」という）は、昭和45年（1970）に市制を施行し、福生町から福生市となり現在に至る。福生町は旧福生村と旧熊川村が昭和15年（1940）に合併して誕生した。

当市は都心から西へ約40キロ、武蔵野台地の西端に位置する、人口約5万7千人の都市である。市の西端を流れる多摩川の東側に東西約3.6キロ、南北約4.5キロにわたって広がり、面積は約10.16平方キロメートルとなっている。

地形の特徴として、横田基地のある市の東側から多摩川に向かって河岸段丘が緩やかに続き、市内に分布する段丘面の境には崖線いわゆるハケが連なり、その斜面には地下水が流出し、各所で湧水が見られる。また、地質は大部分が関東ローム層で、多摩川の低地は沖積土である。美しい奥多摩の山並みを望み、清流が戻りつつある多摩川では多くの野鳥を見ることができるといえる。

JR 福生駅を中心に市全域に市街地が広がり、東は立川市・昭島市・武蔵村山市、西は多摩川を隔ててあきる野市、南は八王子市、北は羽村市・瑞穂町に接している。市の東北部には米軍横田基地があり、行政面積の32%を占めている。

市内には私立保育園が15園、私立幼稚園が4園、公立の小学校が7校と、公立の中学校が3校ある。児童発達支援を提供する事業所は3カ所、放課後等デイサービスを提供する事業所は7カ所ある。市内において少子高齢化が進む一方、発達に関しての関心や意識の高まりとともに、発達に課題がある児童は増加し、不安を抱える家族が増え、支援の必要性は高まっている。このような状況を踏まえ、発達に課題がある児童や保護者が、発達の専門家に相談と、適切な療育や支援を受けられる体制を整えることが求められている。

当市では、令和3年3月に策定した第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画において、国の基本指針に基づき、障害児支援の提供体制の整備等に係る成果目標として、児童発達支援センターの確保について、令和5年度末までに児童発達支援センターを1カ所以上確保すると定めている。高まる支援のニーズに迅速に応えるべく、既存の福祉センターの一角を

改装し、新たに児童発達支援センターを設置し、支援の充実を図るものである。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

当市における障害児通所支援サービスの利用による受給者証の発行数は、平成 29 年度と比較すると令和 3 年度では約 2 倍に増加している。そのうち、児童発達支援事業を利用する障害児の数は約 4.5 倍に増加している。急激な需要の増加に迅速に対応すべく、既存の保健センターの一部を改装して児童発達支援センターを設置するところだが、児童へ提供する給食の調理設備の機能を有していない。また、当センターで給食を利用する児童の数は 1 日最大で 10 名となっており、給食 1 食にかかる食材の調達費用や人件費等の経費が高くなることが見込まれる。安定したセンターの運営とサービスの提供のためには、限られた地方自治体の財源を効率的かつ合理的に活用することが不可欠である。

給食の外部搬入方式を導入することで、センターを利用する児童への給食の提供が可能になるだけでなく、給食の提供にかかる食材の調達や管理、調理に係る人員、設備の維持管理等経費の大幅な削減が図られ、経費及び人的資源をセンターに求められている療育事業の充実に充てることができ、市民の福祉の向上に寄与することが可能となる。また、調理のノウハウを持つ専門の給食業者に委託することで、食事の栄養面、衛生面、安全面においても、安定した水準を維持することが可能となる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

- ① 給食の外部搬入方式の導入により、児童発達支援センターの運営に係る経費と人員の節減を図り、節減された財源を多様化する療育事業の拡充や、継続した事業の実施に充てることで、児童福祉の向上に寄与する。
- ② 専門の給食業者が提供する給食を導入することで、安全、安心、良質な食事を安定して提供する。これにより、食に対する関心を高め、乳幼児期からの望ましい食習慣を身に付け、保護者に対しても子育てにおける食の重要性を啓発し、食を通じた健康な生活に対する意識向上を図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

児童発達支援センターの運営にあたり、給食の外部搬入を導入することで、事業運営の合理化や、運営経費の節減が見込まれる。経費の軽減化は事業の持続可能性を高め、地域の療育拠点としての安定性を高めることができる。

また、給食の外部搬入を行うことで、調理業務を受託する民間事業者との連携も創出され、地域経済の活性化にもつながる。

## 8 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

# 別紙

## 1 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の児童発達支援センター

## 3 当該規制の特例措置の運用の開始の日

令和6年4月1日

## 4 特定事業の内容

構造改革特別区域内における児童発達支援センターの管理運営については、当市が指定した指定管理者が、障害児療育事業に深い知見と実績を持つ社会福祉法人に委託して行う。給食については、当市または当市が指定した指定管理者と民間事業所の協定に基づき、民間事業所において調理を行う。

搬送については、民間事業所が提供する給食の形態等の状況を踏まえながら、適切に管理し搬送する。

## 5 当該規制の特例措置の内容

### ①環境整備

構造改革特別区域内における児童発達支援センターでは、障害児に対する食事の提供の責任は同センターにあるものとし、給食の調理はアレルギー除去食など利用児童個々の特性に合わせたものも含め、必要な調理器具等が整備されている搬入元の民間事業者の調理施設で同所職員が行う。

また、搬送や保存、配膳、冷蔵や冷凍、提供、アレルギー除去食などの確認については、民間事業所と当市が協定書に必要事項を定め責任を持って行う。

### ②食事の提供について

給食の提供は昼食1回とし、弁当形式で提供する。献立等については民間事業所の職員（管理栄養士）が作成するとともに利用児童の発達状況や障害特性に応じた調理方法の工夫など必要な配慮を行う。また、除去食など個別的な対応が必要な場合も、同じ調理施設内で調理を行い搬入する。

食物アレルギー児については、年1回以上保護者からの聞き取りを行い、それぞれの児童に適した除去食を提供する。また、児童の食事の様子を常に観察し、特に配慮すべき点については児童発達支援センター職員間で共有を図り、必要に応じて保護者と面接を行うなど、

適切な食事の提供につなげていく。

検食については毎回利用児童に提供する前に民間事業所職員または児童発達支援センター職員が行うこととし、異物混入等の異常がないか確認を行うとともに、検食結果を日々記録し保管する。

### ③委託事業者について

構造改革特別区域内における児童発達支援センターの給食は、当市または当市が指定した指定管理者と民間事業所が締結する協定に基づき、民間事業所の調理施設で事業者が調理を行う。

調理にあたっては、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成 18 年 3 月 31 日障発第 0331011 号）」の 3（2）及び（3）を遵守することとし、同センターの運営管理者は、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうる体制及び調理業務の受託者との協定内容を確保する。また、調理業務の受託者については、センターにおける給食の主旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

### ④衛生面について

外部搬入を行う際の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和 62 年 3 月 9 日付社施第 38 号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年 2 月 15 日指第 14 号）第 4 の 2 の規定を順守し、常に衛生管理を徹底する。

### ⑤食を通じた子どもの健全育成

給食の提供及び食を通じた子どもの健全育成（食育）については、「食育基本法」を基本とし実施する。

食事は、生活を営む上での基礎であり、大切な生活習慣のひとつであることから、食べる力の基礎をつくり、食べることの楽しさや大切さを伝える支援を行う。

障害特性により食べ物へのこだわりがある子どもについて、個別支援計画の中にその特性に応じて配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込み、健康な生活の基本としての食を営む力の育成を図っていく。

また、食材料の安全に配慮し、児童が安全に安心して食べられる給食とする。

## 【福生市児童発達支援センターの概要（予定）】

### 1 児童発達支援事業における児童の定員

10 名

### 2 実児童数（給食を提供する児童数。児童発達支援の利用児童のうち、長時間の療育を受ける児童。）（見込み）

10 名

3 職員配置 14 名

【内訳】

センター長 1 名

事務職員 1 名

管理者・児童発達支援管理責任者 1 名

保育士・児童指導員 2 名

機能訓練担当職員 1 名

専門職員（非常勤） 3 名

相談員 4 名

医師（非常勤） 1 名

4 調理室の面積 6.25 m<sup>2</sup>

5 調理設備及び器具

流し台、クッキングヒーター、冷凍冷蔵庫、電子レンジ、電気ポット、収納棚

6 給食配送スケジュール

| 時 間    | シントミフーズ株式会社 | 福生市児童発達支援センター |
|--------|-------------|---------------|
| 5：30   | 調理開始        |               |
| 10：30  | 調理完了・配送準備   |               |
| 10：45  | 配送開始        |               |
| ～11：15 |             | 受取、配膳準備       |
| 11：30  |             | 配膳、喫食         |
| ～12：30 |             | 給食終了          |
| 13：00  | 容器回収        |               |